

佐川町人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2及び佐川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年佐川町条例第23号)の規定に基づき、次のとおり平成27年度における状況について公表します。

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 任用の状況

(1) 採用者数

平成27年度に新たに採用された職員の状況は次のとおりです。

(単位:人)

職区分	採用者数	職区分	採用者数
一般行政職・福祉職	9	薬剤師・医療技術職	
技能労務職		看護・保健職	5
医師職	2	合 計	16

(2) 退職者数

平成27年度に退職した職員の状況は次のとおりです。

(単位:人)

職区分	定年・その他	勸奨	自己都合	合計
一般行政職	4		3	7
技能労務職				0
医師職	3			3
薬剤師・医療技術職	2			2
看護・保健職			5	5
合 計	9	0	8	17

2 職員数の状況

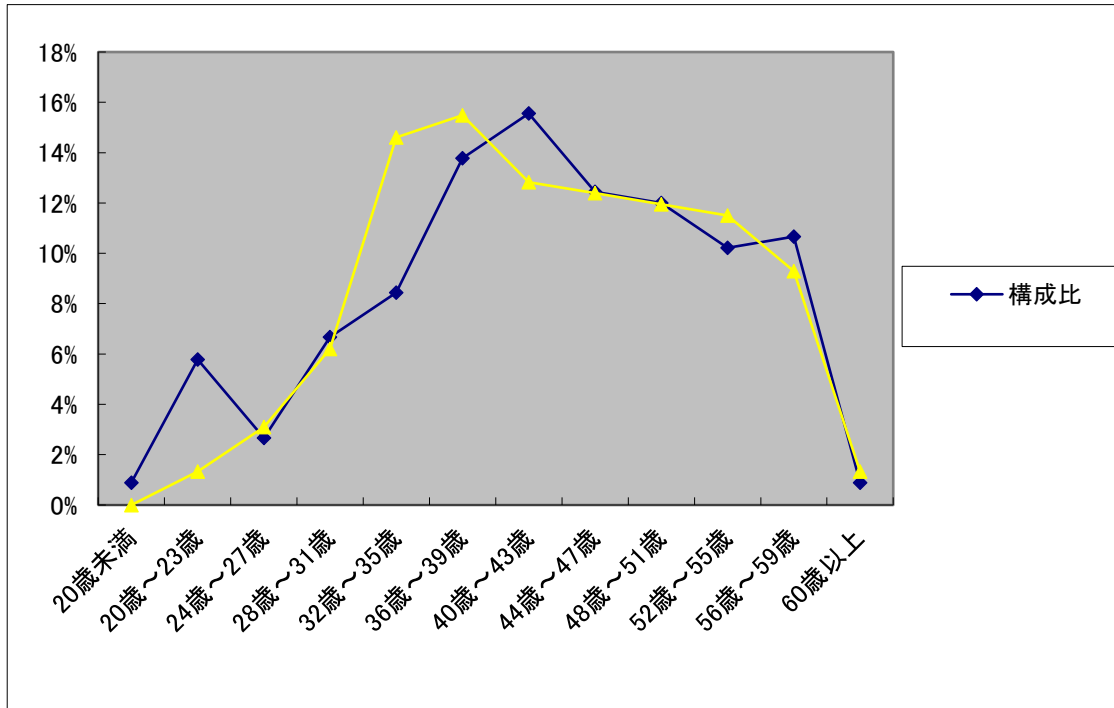
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門			区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
				平成28年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	家屋全棟調査事業による業務増 業務分掌の見直し・退職欠員後、人事交流で対応 人事担当課付の育児休業取得のため 短時間再任用職員の退職に伴う業務分掌の見直し	
		総 務	36	36	0		
		税 務	9	8	1		
		労 働	0	0	0		
		農林水産	14	16	△ 2		
		商 工	2	3	△ 1		
		土 木	6	5	1		
民 生		17	17	0			
衛 生	8	8	0				
	計	94	95	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数70.2人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数84.22人)		
	教育部門	19	17	2	総合計画施策推進による業務増加、町立図書館の直営		
	消防部門						
	小 計	113	112	1	<参考> 人口1万人当たり職員数84.4人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数103.49人)		
公営企業等	会計部門	病 院	95	100	△ 5	職員の退職等	
		水 道	4	4	0		
		下水道		0	0		
		その他	13	13	0		
		小 計	112	117	△ 5		
合 計			225 [260]	229 [260]	△ 4 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数168人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。
3 農林水産には国土調査が含まれています。

(2)年齢別職員構成の状況(平成28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 13	人 6	人 15	人 19	人 31	人 35	人 28	人 27	人 23	人 24	人 2	人 225

(3)職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		85	88	91	95	94	9 (10.6%)
教育		20	19	18	17	19	△ 1 (△5.0%)
消防		0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計計		105	107	109	112	113	8 (7.6%)
公営企業等会計計		121	122	119	117	112	△ 9 (△7.4%)
総合計		226	229	228	229	225	△ 1 △0.4%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

第2 職員の給与の状況

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)26年度 の人件費率
27年度	人 13,427	千円 6,577,424	千円 221,221	千円 950,753	% 14.5%	% 15.1

(注) 人件費には特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

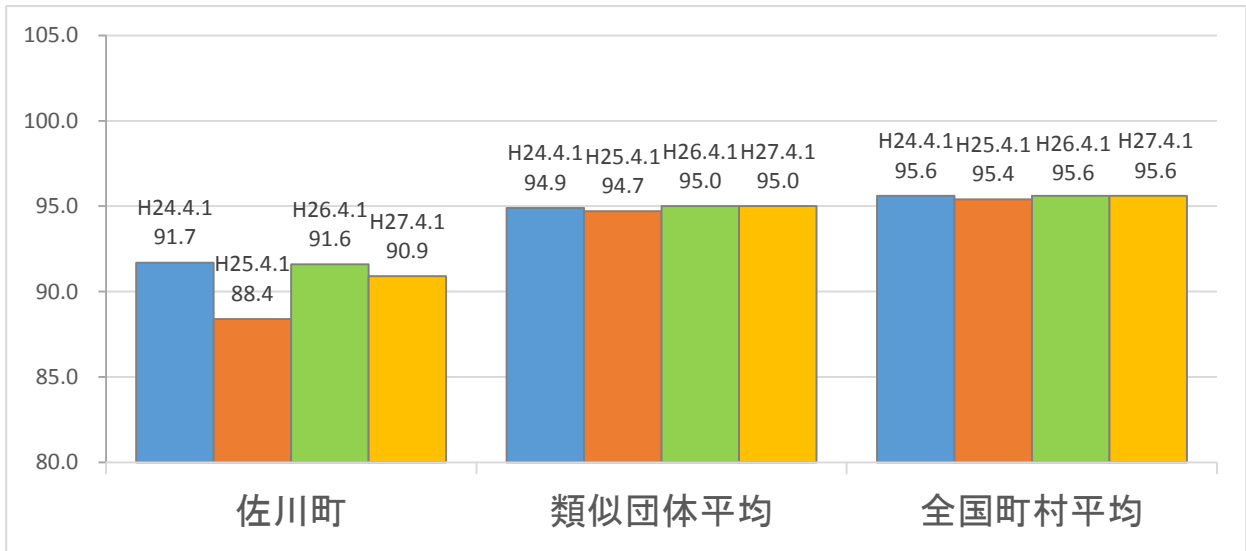
区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 (平成27年度決算)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 113	千円 404,336	千円 44,603	千円 137,127	千円 586,066	千円 5,186	千円 5,527

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3)ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、

②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
いずれも非該当

(4) 給与改定の状況 未実施

(参考)

①月例給 国の改定率 0.36%

②特別給 国の年間支給月数 4.20月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[既に今回の見直しの趣旨に沿った水準等になっている。]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(既に今回の見直しの趣旨に沿った水準等になっている理由)

ア 平成18年度から実施してきた給与構造改革以降、給与制度は高知県に準拠することを基本とした国家公務員を下回る水準で改定を行ってきた。

イ 本町では、高知県内における民間給与との均衡が保たれており、職員の年代別の給与水準を県内民間と比較しても、国家公務員のように50歳台後半層の職員の給与水準が民間を上回る状況は生じていない。

ウ 本町のラスパイラル指数は、平成26年が91.6(国削減前)、平成27年が90.9と、国家公務員を下回る水準である。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

特になし

③その他の見直し内容

特になし

(6)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐川町	41.6 歳	292,338 円	331,978 円	312,269 円
高知県 (H27.4.1時点)	44.3 歳	325,895 円	388,916 円	346,748 円
国 (H27.4.1時点)	43.5 歳	334,283 円	- 円	408,996 円
類似団体 (H27.4.1時点)	41.6 歳	305,791 円	360,473 円	329,664 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
佐川町	49.4 歳	11 人	274,900 円	288,717 円	283,445 円
うち 学校給食員	46.1 歳	7 人	258,671 円	270,214 円	267,100 円
うちその他	53.8 歳	4 人	303,300 円	313,167 円	312,050 円
高知県 (H27.4.1時点)	56.0 歳	54 人	320,683 円	347,792 円	331,626 円
国 (H27.4.1時点)	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	- 円	328,318 円
類似団体 (H27.4.1時点)	50.8 歳	7 人	290,907 円	309,966 円	300,363 円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
佐川町	-	- 歳	- 円	-
うち 学校給食員	調理師	43.1 歳	208,500 円	1.30
うちその他	-	- 歳	- 円	-
高知県	-	- 歳	- 円	-
国 (H27.4.1時点)	-	- 歳	- 円	-
類似団体 (H27.4.1時点)	-	- 歳	- 円	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
佐川町	-	-	-
うち 学校給食員	4,307,738	2,816,700	1.53
うちその他	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成24～26年の3か年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては

前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分		佐川町	高知県	国
一般行政職	大学卒	172,600 円	177,600 円	174,200 円
	高校卒	146,700 円	143,700 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	127,700 円	145,800 円	139,500 円
	中学卒	- 円	132,600 円	131,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	211,400 円	288,150 円	372,033 円	383,125 円
	高校卒	- 円	- 円	322,400 円	334,800 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	295,100 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

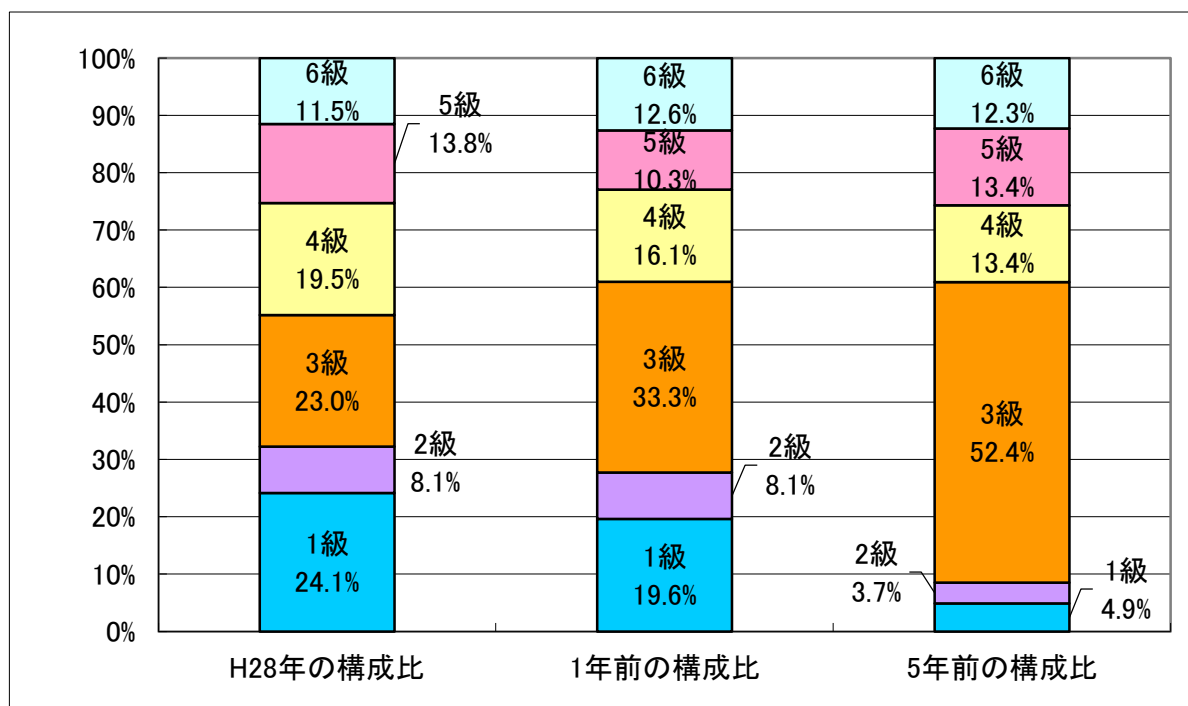
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長、室長、事務局長、教育次長	10 人	11.5 %	320,900 円	424,900 円
5級	課長補佐、事務局次長、教育次長補佐、所長、館長、室長(課内)	12 人	13.8 %	289,500 円	402,800 円
4級	係長	17 人	19.5 %	262,200 円	390,400 円
3級	主任、主幹	20 人	23.0 %	224,800 円	356,700 円
2級	主査	7 人	8.1 %	188,900 円	309,500 円
1級	主事、技師、保健師、保育士	21 人	24.1 %	138,900 円	244,000 円

(注) 1 佐川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成20年6月より勤務評価を実施し昇給判定に活用

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

佐川町	高知県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,185 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,563 千円	-
(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成20年6月より勤務評価を実施し、勤勉手当に反映

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

佐川町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分
勸奨・定年 25.55625 月分 34.5825 月分 49.59 月分	勸奨・定年 25.55625 月分 34.5825 月分 49.59 月分

最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額			(応募認定退職 2%~45%加算)		
(自己都合) (勸奨・定年)					
— 千円 20,801 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当 (平成28年4月1日現在) なし

(4)特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		0 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
死体処理手当	死体処理作業に従事する職員	左記	0 千円	1日当たり1,000円
感染症防疫作業等手当	感染症防疫作業職員、感染症病室勤務職員	左記	0 千円	1日当たり290円

(5)時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	18,387 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	147 千円
支給実績(26年度決算)	22,923 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	189 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績27年度決算」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同	—	円	円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円				
	配偶者がいない場合そのうち1人 11,000円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算				
住居手当	借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高支給限度額 27,000円	同	—	円	円
				6,917,818	288,242

通勤手当	交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 6ヶ月定期券等一括支給を基本	同	—	円 5,102,800	円 67,142
	交通用具(自動車等)使用者 片道 2km～ 5km未満 2,000円 5km～10km未満 4,200円 以下5km毎に支給額を加算 最高支給額 60km以上 31,600円				
管理職 手当	管理または監督の地位にある職員 課長職級 24,900円 課長補佐職級 15,900円	異	国の同 等職より 低額	円 6,256,800	円 260,700

5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	698,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高／最低額
			855,000 円 / 507,500 円
報酬	副町長	584,000 円 (円)	680,000 円 / 404,600 円
報酬	議長	269,000 円 (円)	408,000 円 / 218,000 円
	副議長	213,000 円 (円)	340,000 円 / 174,000 円
	議員	189,000 円 (円)	320,000 円 / 155,000 円
期末 手当	町長 副町長 教育長	(27年度支給割合) 2.60 月分	
	議長 副議長 議員	(27年度支給割合) 2.60 月分	
退職 手当	町長 副町長 教育長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
		給料月額 × 在職年数 × 500/100	13,960 千円 任期毎
		給料月額 × 在職年数 × 300/100	7,008 千円 任期毎
		給料月額 × 在職年数 × 250/100	5,470 千円 任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
27年度	千円 1,651,501	千円 104,547	千円 800,575	% 48.5	% 47.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 (平成26年度決算)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 94	千円 355,468	千円 128,554	千円 124,546	千円 608,568	千円 6,474	千円 6,789

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(28年4月1日現在)

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
佐川町公営企業 (病院事業)	医師	51.4 歳	547,214 円	1,558,294 円
	看護師	43.9 歳	288,667 円	439,906 円
	事務職員	44.3 歳	293,676 円	426,301 円
※団体平均 (H27.4.1時点)	医師	44.6 歳	564,750 円	1,389,096 円
	看護師	38.8 歳	288,414 円	456,203 円
	事務職員	43.1 歳	328,960 円	502,010 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 「団体平均」とは、市町村(政令指定都市を除く)の区分ごとの病院事業の平均値である(情報提供:総務省)。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐川町公営企業(病院事業)	佐川町(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(27年度) 1,325 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 佐川町一般行政職 1,241 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.4 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.4 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 15%

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

佐川町公営企業(病院事業)			佐川町(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
4,506 千円			佐川町一般行政職 - 千円 20,801 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成28年4月1日現在) なし

エ 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	70,603 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	1,641,930 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	45.7 %
手当の種類(手当数)	8 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
死体処理手当	死体処理作業に従事する職員	左記	94 千円	1日当たり1,000円
夜間勤務手当	深夜(午後10時～午前5時)に病棟及び老健にて勤務する看護師、准看護師、助産師、介護職員	左記	13,490 千円	1回当たり2,800円～6,700円+(時間給×0.25×時間数)
感染症防疫作業等手当	感染症防疫作業職員、感染症病室勤務職員	左記	0 千円	1日当たり290円
放射線取扱手当	放射線業務に従事する職員(診療放射線技師)	左記	183 千円	1日当たり230円
検査業務手当	生理学的検査等に従事する職員(臨床検査技師、衛生検査技師)	左記	154 千円	1日当たり150円
早出手当	午前5時以前に給食業務に従事する職員	左記	0 千円	1日当たり500円
医師手当	医療業務に従事する医師	左記	54,892 千円	月額152,800円～763,200円
拘束手当	救急外来患者及び入院患者の病状の急変等に対処するため待機する職員	左記	1,790 千円	1回当たり医療技術職員950円～1,900円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	8,943 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	213 千円
支給実績(平成26年度決算)	13,197 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	232 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者がいない場合そのうち1人 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同	—	9,562 千円	180,415 円
住居手当	借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高支給限度額 27,000円	同	—	4,609 千円	256,055 円
通勤手当	交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 6ヶ月定期券等一括支給を基本 交通用具(自動車等)使用者 片道 2km～5km未満 2,000円 5km～10km未満 4,200円 以下5km毎に支給額を加算 最高支給額 60km以上 31,600円	同	—	7,278 千円	105,478 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員 課長職級 24,900円課長補佐職級 15,900円 病院事業管理者 180,000円 副院長職級 51,200円 看護局長職級 19,700円	異	給料表が異なる(医療職給料表を適用)	4,798 千円	399,833 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給 勤務1時間につき 勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給	同	—	- 千円	- 円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等又は正規の勤務時間外の時間に医療業務のため勤務した場合に支給 医師以外 1時間以上につき3,000～15,000 医師 1時間以上につき3,400～17,000	異	適用業務が異なる(一般行政職に医療業務を追加)	1,708 千円	569,333 円

宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間、祝日 法による休日等、および年末年始 の休日等に、本来の勤務に従事し ないで行う断続的な勤務を命ぜら れた場合に支給 病院職員のうち医師 20,000円 病院職員のうち医師を除く職員 6,400円	同	—	11,712 千円	509,217 円
-------	--	---	---	-----------	-----------

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間(平成28年4月1日現在)

勤務日 月曜日～金曜日(8:30～17:15/ただし12:00～13:00休憩時間)

週休日 日曜日及び土曜日

休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日

※特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日等の特例を定めています。

2 休暇(平成28年4月1日現在)

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

(1)年次有給休暇 1暦年20日以内(20日以内の繰越を認める)

(2)病気休暇 公務傷病によるもの 必要と認められる期間

一般の傷病によるもの 90日以内(結核性疾患の場合は1年以内)

(3)特別休暇

内容	期間
選挙権その他公民権の行使	必要と認められる期間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所等官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄移植のため骨髄液の登録の申出、又は提供する場合	必要と認められる期間
ボランティア活動に参加する場合	5日以内/1年
結婚休暇	7日以内
出産休暇	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)・産後8週間
保育時間(生後1年未満の子)	1日2回それぞれ45分(1日1回の場合は60分)以内
職員の妻が出産する場合	3日以内(妻が出産のため入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間)
職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む)を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員の妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
看護休暇(小学校就学前の子)	5日の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
短期介護休暇(負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話を行う必要があると認められるとき)	5日の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
忌引	配偶者7日、父母7日、子7日、祖父母・兄弟姉妹3日、孫・おじ又はおば1日等
父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事	1日以内
夏季休暇	3日以内/1年(7月～9月の期間)
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7日の範囲内の期間

地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画を実施する場合	計画の実施に伴い必要と認める期間
生理休暇(女性職員)	必要と認められる期間。(ただし2日を超えときは、医師の診断書必要)
妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条及び同法第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認める期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
その他任命権者が特に必要と認めた場合	任命権者が必要と認める期間

- (4) 介護休暇 介護の対象者
- ・職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母
 - ・同居の祖父母、孫、兄弟姉妹等

2週間以上の期間にわたり疾病等で、日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内につき承認する。(無給)

- (5) 組合休暇 職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合において取得できる。1暦年につき、30日を超えない範囲で、1日または1時間単位で与えるものとする。(無給)

3 育児休業等

- (1) 育児休業 職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができる。(無給)
- (2) 部分休業 職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間中2時間を超えない範囲で部分休業をすることができる。(無給)

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分(平成27年度)

単位:人

処 分 事 由	後任	免職	休職	降格	合計
成績が良くない場合					0
心身の故障の場合			1		1
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0

2 懲戒処分(平成27年度)

単位:人

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0

第5 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇(平成27年1月1日～平成28年3月31日)

平均取得日数	11.1 日
--------	--------

(注)1 町長部局に属する非現業職の一般職であり、全期間を在職した職員を対象とする。
(当該期間中の育児休業者、退職の事由がある職員、中途採用者及び退職者を除く)

2 介護休暇の取得状況(平成27年度)

取得者なし

3 育児休業の取得状況(平成27年度)

区 分	育児休業取得者数	育児休業承認期間						
		3月以下	3月～ 6月	6月～ 1年	1年～ 1年3月	1年3月～ 1年6月	1年6月～ 2年	2年超
男性職員								
女性職員	3			1		1	1	

4 部分休業の取得状況(平成27年度)

区 分	部分休業取得者数	部分休業承認期間						
		3月以下	3月～ 6月	6月～ 1年	1年～ 1年3月	1年3月～ 1年6月	1年6月～ 2年	2年超
男性職員								
女性職員	2		1	1				

区 分	部分休業取得者数	1日の部分休業取得時間			
		30分以下	30分～ 60分	60分～ 90分	90分～
男性職員					
女性職員	2				2

5 職務専念義務免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いなければなりません(地方公務員法第35条)。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、あらかじめ承認を得ることで、職務に専念する義務を免除されることがあります。

(条例に定める理由)

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) もっぱら職員団体の業務に従事する場合
- (4) 前3号に規定する場合を除くほか町長が定める場合

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況(平成27年度)

区 分	研 修 内 容	コース数	受講者数
一般研修	資質向上のための階層別研修	17	69
派遣研修	研修機関等による専門分野の研修	10	11
そ の 他	自主企画研修、職場研修	3	221

2 勤務成績の評定

平成20年6月より勤務評定を実施

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生

職員の福利厚生制度には、法律により義務付けられた共済制度、労働安全衛生、公務災害補償などの法定福利厚生制度と、使用者が人事行政上の必要から実施する互助会制度などの法定外福利厚生制度の2つがあります。

佐川町では、高知縣市町村職員共済組合及び(財)高知縣市町村職員互助会に加入し、福利厚生の実施を図っています。

主な福利厚生制度の内容は次のとおりです。

項 目		主 な 内 容
法定福利	共済制度	法に基づく高知縣市町村職員共済組合に加入 【主な共済制度】 健康保険・休業・災害等給付 年金等給付 保養施設利用助成 住宅・入学等貸付
	健康診断	1年に1回職員に対して定期健診を実施 人間ドック、職場での健康診断
	公務災害補償	地方公務員災害補償基金及び法に基づき補償
法定外福利	互助制度	(財)高知縣市町村職員互助会に加入 【主な共済制度】 医療費・出産・結婚・災害等給付 体育・文化・教養事業への助成

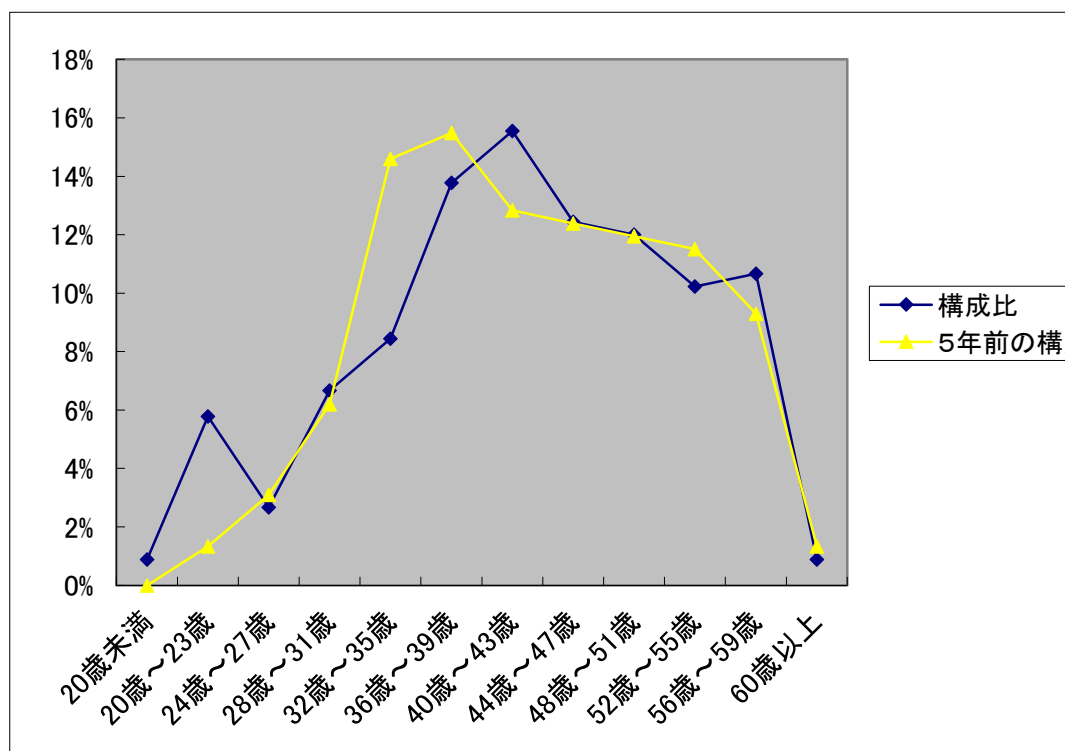
2 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成27年度 0 件

3 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成27年度 0 件

	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳
構成比	1%	6%	3%	7%	8%
5年前の構成比	0%	1%	3%	6%	15%



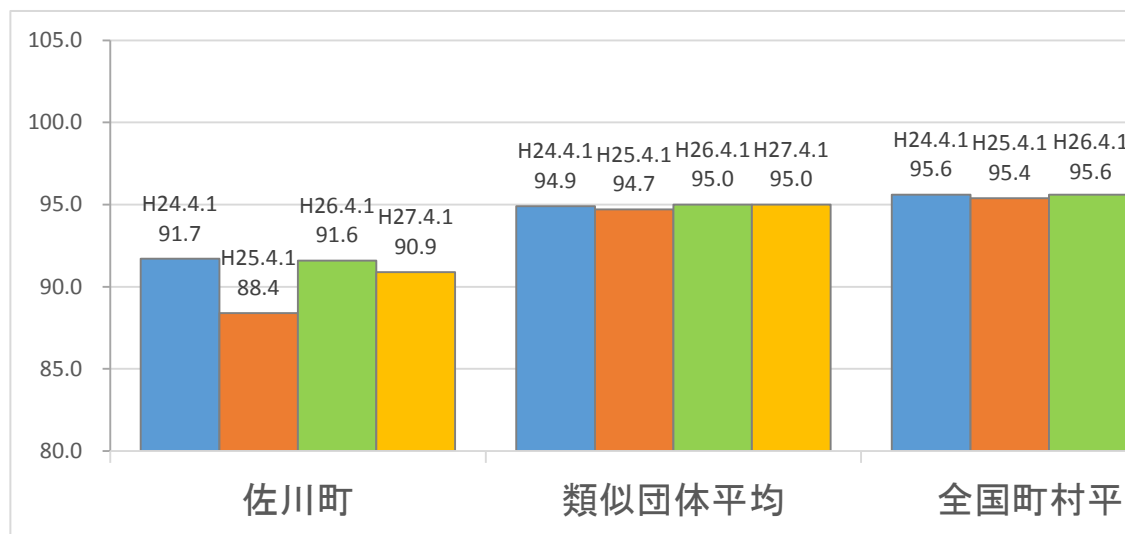
36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
14%	16%	12%	12%	10%	11%	1%
15%	13%	12%	12%	12%	9%	1%

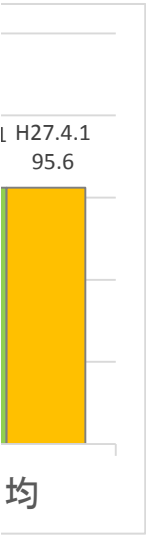
成比

計

ラスパイレス指数

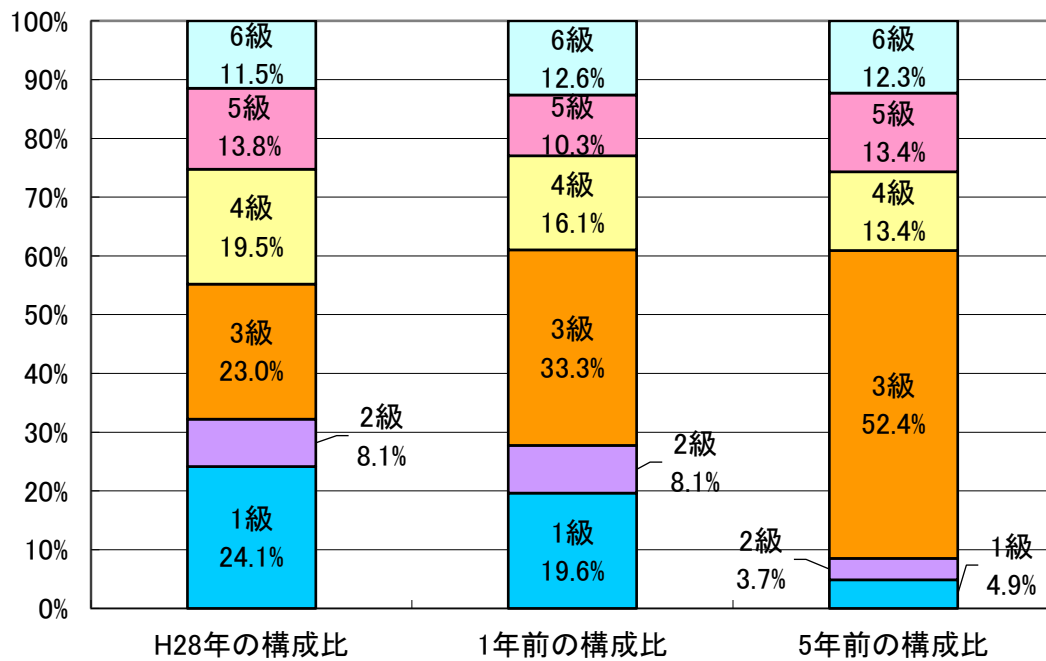
	佐川町	類似団体平均	全国町村平均
H24.4.1	91.7	94.9	95.6
H25.4.1	88.4	94.7	95.4
H26.4.1	91.6	95.0	95.6
H27.4.1	90.9	95.0	95.6





(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	職員数 (人)	H28年の 構成比	職員数 (人)	1年前の 構成比	職員数 (人)	5年前の 構成比
1級	21	24.1%	17	19.6%	4	4.9%
2級	7	8.1%	7	8.1%	3	3.7%
3級	20	23.0%	29	33.3%	43	52.4%
4級	17	19.5%	14	16.1%	11	13.4%
5級	12	13.8%	9	10.3%	11	13.4%
6級	10	11.5%	11	12.6%	10	12.3%
7級						
8級						
計	87	1.0	87	1.0	82	1.0



12.64
10.34
16.09
33.33
8.05
19.64

H20.4.1

	月数	年齢	223
1	689	57	1
2	649	54	1
3	664	55	1
4	667	55	1
5	644	53	1
6	679	56	1
7	719	59	1
8	687	57	1
9	628	52	1
10	625	52	1
11	626	52	1
12	614	51	1
13	636	53	1
14	607	50	1
15	665	55	1
16	662	55	1
17	699	58	1
18	628	52	1
19	607	50	1
20	611	50	1
21	670	55	1
22	672	56	1
23	700	58	1
24	621	51	1
25	648	54	1
26	645	53	1
27	679	56	1
28	615	51	1
29	598	49	1
30	620	51	1
31	596	49	1
32	645	53	1
33	698	58	1
34	649	54	1
35	587	48	1
36	577	48	1
37	560	46	1
38	593	49	1
39	581	48	1
40	563	46	1
41	512	42	1
42	586	48	1
43	523	43	1
44	518	43	1
45	505	42	1
46	520	43	1
47	494	41	1
48	491	40	1
49	557	46	1
50	533	44	1
51	519	43	1
52	547	45	1
53	479	39	1
54	420	35	1

55	525	43	1
56	542	45	1
57	454	37	1
58	429	35	1
59	492	41	1
60	427	35	1
61	570	47	1
62	655	54	1
63	610	50	1
64	409	34	1
65	484	40	1
66	458	38	1
67	538	44	1
68	430	35	1
69	506	42	1
70	449	37	1
71	687	57	1
72	554	46	1
73	426	35	1
74	479	39	1
75	438	36	1
76	377	31	1
77	449	37	1
78	570	47	1
79	598	49	1
80	428	35	1
81	436	36	1
82	516	43	1
83	475	39	1
84	445	37	1
85	444	37	1
86	434	36	1
87	424	35	1
88	526	43	1
89	593	49	1
90	454	37	1
91	437	36	1
92	387	32	1
93	384	32	1
94	372	31	1
95	362	30	1
96	338	28	1
97	551	45	1
98	693	57	1
99	604	50	1
100	458	38	1
101	433	36	1
102	432	36	1
103	411	34	1
104	389	32	1
105	378	31	1
106	369	30	1
107	366	30	1
108	364	30	1
109	360	30	1
110	360	30	1

111	354	29	1
112	463	38	1
113	377	31	1
114	367	30	1
115	357	29	1
116	385	32	1
117	334	27	1
118	386	32	1
119	338	28	1
120	343	28	1
121	629	52	1
122	462	38	1
123	305	25	1
124	696	58	1
125	709	59	1
126	612	51	1
127	649	54	1
128	677	56	1
129	607	50	1
130	642	53	1
131	699	58	1
132	609	50	1
133	586	48	1
134	642	53	1
135	552	46	1
136	565	47	1
137	597	49	1
138	550	45	1
139	558	46	1
140	546	45	1
141	504	42	1
142	588	49	1
143	565	47	1
144	517	43	1
145	510	42	1
146	508	42	1
147	491	40	1
148	546	45	1
149	636	53	1
150	464	38	1
151	556	46	1
152	527	43	1
153	517	43	1
154	547	45	1
155	543	45	1
156	414	34	1
157	409	34	1
158	423	35	1
159	411	34	1
160	596	49	1
161	457	38	1
162	396	33	1
163	492	41	1
164	400	33	1
165	433	36	1
166	538	44	1

167	425	35	1
168	394	32	1
169	513	42	1
170	361	30	1
171	432	36	1
172	365	30	1
173	343	28	1
174	359	29	1
175	316	26	1
176	334	27	1
177	563	46	1
178	366	30	1
179	588	49	1
180	543	45	1
181	516	43	1
182	542	45	1
183	406	33	1
184	461	38	1
185	494	41	1
186	455	37	1
187	509	42	1
188	353	29	1
189	389	32	1
190	395	32	1
191	409	34	1
192	327	27	1
193	529	44	1
194	516	43	1
195	710	59	1
196	529	44	1
197	483	40	1
198	423	35	1
199	687	57	1
200	451	37	1
201	445	37	1
202	321	26	1
203	453	37	1
204	365	30	1
205	387	32	1
206	627	52	1
207	491	40	1
208	460	38	1
209	380	31	1
210	479	39	1
211	405	33	1
212	644	53	1
213	565	47	1
214	480	40	1
215	478	39	1
216	439	36	1
217	431	35	1
218	413	34	1
219	378	31	1
220	376	31	1
221	369	30	1
222	332	27	1

223	282	23	1
-----	-----	----	---

○総務省「給与・定員管理公表システム」により給与及び定員管理については様式が決まっている。
内容・記載要領などの詳細は総務省HP等により確認できる。

○H17年度に「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しており、それにより、
給与定員管理以外の事項(→第3以降の事項・職員の服務など)についても報告・公表しないといけない。これについては、特に様式は決まっていないので他市町村等を参考に作成している。

町長への報告時期:9月末、公表時期:12月末

○公表の方法 → 告示と、HP及び広報を活用。
広報はページ数に限りがあるため「給与・定員管理等について」として給与と定員管理の状況部分(一部割愛したもの)を掲載する予定

**様式2～4、6(3)①・②の対象職員は企業職を除く全職種とあるため、
水道会計以外の職員全員。(＝病院職員含む)**

第2. 給与の状況

1. (1)人件費の状況(前年度決算)
地方財政状況調査(決算統計)…財政係より
「人件費」は、議員報酬や委員報酬など全て含んだ数値を記載している。
→記載要領に決算統計の区分によるとあるため
1. (2)職員給与の状況(前年度決算)
職員数はH25. 4. 1現在の一般職の普通会計職員数
決算統計15表から抜粋
「職員手当」は退職手当負担金・期末勤勉手当を除く手当の合計
1. (3)ラスパイレス指数
25.4.1現在分については国が公表してからとのことなので、直近のH24分を掲載
1. (5)給与改定の状況
高知県人事委員会の報告文書「職員の給与等に関する報告及び勧告」から抜粋
→人事委員会を設置していない団体は記載不要とのことなので掲載しない
2. (1)平均年齢、平均給料・給与
給与実態調査の職種区分による→25給与実態調査「H25.4基礎データ」より
平均年齢→調査表27・28より
2. (3)経験年数別平均給料月額
該当者が1、2人など個人が特定されるかもしれない場合は、近似の経験年数者を含めた平均値を！
労務職については、該当者がいないうえ近似の経験年数者もないので掲載しない
3. (1)一般行政職の級別職員数
給与実態調査「調査カード」14表より抜粋
3. (2)昇給期間短縮の状況
H17以降短縮している者いない。H18より制度自体廃止のため掲載しない
4. (1)期末勤勉手当
平均支給額→25給与実態調査12表より
支給割合→17年度5%カットのためカット後の割合を記載
4. (2)退職手当
「1人当たり平均支給額」は該当者が1、2人のときなどは複数年の平均値を載せる等考慮必要
4. (3)調整手当
制度なし
4. (4)特殊勤務手当
職員数はH17.4.1またはH18.4.1現在の人数とする
対象者は病院の医師・看護師等なので事務局に決算額・職員数を聞く
4. (5)時間外勤務手当
水道会計を除く全職員の決算額。職員数は4月1日現在
病院分は事務局に聞く
平均を出す際分子の職員数は全職員数(＝産・育休、管理職含む)

4. (6)その他の手当
水道会計を除く全職員の決算額。職員数は4月1日現在
病院分は事務局に聞く
役場分は「人件費」ファイルより
5. 特別職の報酬等
類団数値は「町村長等の給料月額調査」(町村会作成)「Ⅳ類似団体別給料月額」より

第1. 任免及び職員数に関する状況

- 1・2. 採用者数と退職者数
給与実態調査19表と20表を参考
給与実態調査作成時の基礎資料を基に(病院分は事務局に聞いた)
3. 部門別職員数
25定員管理調査「個別団体表2・3」より
類似団体数値はH24数値(総務省が集計したもの) →掲載しない
4. 年齢別職員構成数
給与実態調査(H25とH21)5表より

5. 定員適正化計画
定員適正化計画及び集中改革プランから抜粋(=職員数に教育長を含んだ数値)
→ ②H22.4.1目標数値223人は教育長1含む
→ ③定員管理調査「3部門別職員数の推移」より
総務省の様式では、各部門ごとの状況を記載しているが、佐川町では部門別の目標を掲げていないため独自の様式とした

第3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

他市町村を参考に

第4. 職員の分限及び懲戒処分 of 状況

地方公務員制度実態調査より抜粋(第1表附表休職状態にある者の数より)

第5. 職員のサービスの状況

一部を勤務条件等に関する調査から抜粋

第6・第7

他市町村を参考に